

入 札 説 明 書

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る特定調達公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和 7 年10月28日

2 担当部局 〒690-0887 島根県松江市殿町 8 番地（島根県庁南庁舎 6 階）
島根県土木部下水道推進課 管理係 電話：0852-22-6579、FAX：0852-22-6049
メールアドレス：sewer@pref.shimane.lg.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 3,700トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

ただし、実際の収集運搬・処分の数量は、予定数量から増減する可能性がある。

その他詳細は仕様書による。

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

(4) 委託期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）から令和 9 年 3 月31日（水）まで

（ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和 8 年 2 月 1 日（日）から令和 9 年 1 月31日（日）まで）

4 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の資格要件

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第 3 条第 1 項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和 7 年11月 4 日（火）午後 5 時までに 2 の担当部局に提出し、審査要綱第 5 条第 1 項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前 5 か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定に基づく再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の資源化による処分業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

また、受託実績とは下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合、若しくは、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体結成に係る協定を締結し、その代表者を定める。

代表者は、共同企業体を代表して入札を行う。

なお、共同企業体の存続期間は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件をすべて満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務、肥料原料化業務又は資源化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)コの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

5 入札参加資格の確認

(1) 本入札に参加を希望する者は、次の手続を要する。

入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び(2)イに示す資料を、令和7年10月28日（火）から令和7年11月18日（火）まで（島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に2の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 申請書（様式第 1 号）

イ 資料

- (ア) 前年度以前 5 か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務及びセメント原料化業務、炭化製品化業務、肥料原料化業務又は資源化業務の受託実績調書（様式第 2 号）
（記載内容を証明する契約書の写し又は発注者が発行する証明書を添付すること。再委託によるものの場合は、併せて発注者による再受託の承認を証明する書類を添付すること。）
- (イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- (ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (エ) 業態調書（様式第 3 号）
- (オ) 共同企業体にあつては、共同企業体協定書の写し
- (カ) 3 の (4) の委託契約期間中に係る販売計画書
- (キ) 製品規格書
- (ク) 肥料原料化業務を行う者にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律による肥料登録証の写し

(3) 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 11 月 25 日（火）までに通知する。

(4) その他

- ア 入札参加資格の確認は、申請書等のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。
なお、提出期限以降の訂正、差し替えは認められない。
- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等は返却しない。
- エ 提出された申請書等は提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- オ 資料に虚偽の記載をした場合には指名停止の措置を受けることがある。
- カ 申請書等に関する問い合わせ先は 2 の担当部局とする。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、島根県知事に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明を求める場合には、令和 7 年 12 月 5 日（金）の午後 5 時までに書面（様式第 4 号）を 2 の担当部局へ持参しなければならない。
- (3) 説明を求められたときは、令和 7 年 12 月 8 日（月）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 入札説明書等に対する質問等

- (1) 入札説明書等の質問は、書面（様式第 5 号）により令和 7 年 11 月 18 日（火）午後 5 時までに持参又は郵送（FAX も可とする。）により 2 の担当部局へ提出するものとする。
- (2) 質問事項及び質問に対する回答は、入札参加資格を確認した者に対し令和 7 年 12 月 5 日（金）までに書面により行う。

8 現地確認

- (1) 令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）とする。なお、確認時間は、午

前9時から午後4時までとする。

- (2) 宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。
(電話0852-37-0216)

9 入札書の提出方法、期限及び場所

- (1) 方法 郵便による提出のみ認める。
- (2) 期限 令和7年12月9日（火）まで
- (3) 場所 2の担当部局とする。

10 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年12月10日（水） 午後2時30分
- (2) 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

11 入札方法

- (1) 入札書（様式第6号）は郵送すること。
- (2) 入札参加者は、入札書、入札資格確認通知書の写（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法により郵送で提出しなければならない。
 - ア 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
 - イ 入札書は内封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、業務名、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）を記載すること。
 - ウ 外封筒には、入札書等を入れ、封筒の表面に、業務名、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）、担当者の所属及び氏名並びに連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、郵送により提出しなければならない。
- (3) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかにより、2の担当部局に郵送しなければならない。
- (4) 入札金額は、収集運搬量1トン当たりの契約希望単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）と処分量1トン当たりの契約希望単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）の合計額に処分及び収集運搬数量を乗じた金額の合計額とする。

契約に当たっては、単価（業務分担がある場合は、その単価）で行う。

なお、共同企業体にあつては、その構成員ごとの受持業務及びその単価を示すこと。
- (5) 落札決定にあつては、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状（様式第9号）を提示すること。）は開札に立ち会うことができる。
- (7) 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (8) この入札は先抜け方式とし、入札執行は別表1の開札順位に従って行い、順次落札者を決定する。

なお、別表1に掲げた3件の業務について、別表2に掲げた4件の業務を加えた計7件の業務について、1者（構成員のうち、処分業務を行う共同企業体を含む）あたり東部で最大3件、西部で最大2件の業務まで受託することができるものとする。よって開札の結果、この制限に該当する見込みとなった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

また、再度入札が発生した場合は、次順位の入札に係る落札者を先に決定する。

- (9) 同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者若しくは代理人又は当該入札者若しくは代理人が開札に立ち会っていないときには第7号に掲げる入札事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (10) 予定価格以内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
 - ア 再度入札の回数は1回とする。
 - イ 再度入札書の提出方法、期限及び場所は次のとおりとする。
 - (1) 方法 郵便による提出のみ認める。
 - (2) 期限 令和7年12月16日（火）まで
 - (3) 場所 2の担当部局とする。
 - ウ 再度入札に係る開札日時及び場所は次のとおりとする。
 - (1) 日時：令和7年12月17日（水）午後2時30分
 - (2) 場所：島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室
 - エ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定により、随意契約を行う場合がある。
- (11) 再度入札にあたっては、11の(6)のとおりとする。

12 保証金

(1) 入札保証金

入札者が見積る金額の100分の5以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

納付に係る手続きについては別途通知する。

(2) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

納付に係る手続きについては別途通知する。

13 入札の取り止め又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取り止め又は延期する。

この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

14 業務委託料の支払条件

月ごとの業務完了状況を確認し、その都度精算払いすることができるものとする。

ただし、2月分の実績に基づく支払いについては4月に行うものとする。

その他詳細は「委託契約書（案）」による。

15 入札の辞退

- (1) 入札参加確認申請者の入札辞退は、入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。

- (2) 別表1に掲げる業務のうち複数の業務の入札に参加している者が、一定数をこえる業務について落札者となることを希望しない場合は、入札辞退届A（様式第7号）を、入札書提出期限

までに直接持参又は郵送により提出すること。

- (3) 入札辞退者が前号によらない理由で入札を辞退する場合は、その理由を明記した入札辞退届 B（様式第 8 号）を、入札書提出期限までに直接持参又は郵送により提出すること。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札者の資格、入札に関する条件に違反した者のした入札
- (2) 同一人が同一事項について 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (3) 金額の記入がない入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 入札書の委託業務名が公告と一致しない入札書による入札
- (6) 入札書の委託業務名、入札者の商号又は名称のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書による入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (8) 内訳書を提出しない者がした入札
- (9) 内訳書の合計金額と、入札書のコツ額が一致しない入札
- (10) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後入札の時点までに指名停止を受けた者のした入札
- (11) 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者がした入札
- (12) 入札書等提出期限の翌日から落札決定までに、指名停止を受けた者がした入札
- (13) 虚偽の申請又は届出を行った者がした入札
- (14) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (15) 前各号に掲げる者のほか、公告等において示した入札条件に違反した入札

17 失格について

次の入札は失格とする。

- (1) 入札書等の提出期限までに入札書等又は辞退届を提出しなかった者

18 契約の方法

共同企業体の場合は、契約は共同企業体構成員と締結する。

契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

19 苦情申立て

本手続きにおける入札参加資格の確認その他の手続きに関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年島根県告示第 368 号）により、島根県政府調達苦情検討委員会（連絡先：島根県出納局会計課、電話 0852-22-5332）に対して苦情を申し立てることが出来る。

20 その他

- (1) この説明書に定める申請書類、提出書類等は日本語で記入すること。
ただし、日本語以外の言語で発行される証明書等には日本語訳を付すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は契約を締結しない。

- (3) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (4) 島根県外に搬出して処分する場合、該当する都道府県等への事前協議に要する経費は、入札者の負担とする。
- (5) 不明の点については、2の担当部局に照会すること。

(別表 1)

先抜け方式の対象業務及び開札順位は、次のとおりとする。

開札順位	委託業務名
1	令和 8 年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託
2	令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託
3	令和 8 年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(別表 2)

委託業務名	落札日
令和 7・8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その 1）	令和 7 年 1 月 10 日
令和 7・8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その 2）	令和 7 年 1 月 17 日
令和 7・8 年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託	令和 7 年 1 月 10 日
令和 7・8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託	令和 7 年 1 月 10 日